

ゴルフ会員権の償還期限が延長されたら?

相談者の気持ち

20年前に預託金100万円を支払ってゴルフ会員権を購入しました。 預託金の償還期限を迎えたため、退会しようと思い運営会社に連絡 したところ、「経営悪化のため据置期間を5年延長した。その間の 年会費も払ってほしい」と言われました。勝手に据置期間を延長さ れたうえに年会費も支払わないといけないのでしょうか?

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。 通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生かし、消費者被 害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



ゴルフ会員権には、株主会員権、 社団法人会員権もありますが、大 多数は預託金会員権すなわちゴル フ場を設置・運営する設置運営会 社(以下、会社)に対し、会員は預

託金を納入することにより、会社からゴルフ場の利用を認められるという関係にあります。

ゴルフ場の設置には多額の資金を必要としますが、預託金があることにより、会社は金利支払不要の資金を得ることができ、ゴルフ場の設置が円滑に行えることになり、会員もゴルフ場の利用が確実になるというメリットがあります。

しかし、預託金の法的性質は、会員から会社に対する無利子の消費寄託(民法666条)であると考えられますので、償還期限が来れば会社は預託金を返還しなければならず、一方的に会社が償還期限を延ばすということはできません。

通常、預託金制のゴルフ場であっても、理事会が置かれ、新たに会員となろうとする者の審査や、償還期限の延期のような重大な事項については、理事会で審議・承認することになっています。では、理事会で承認されたことは、個々の会員を拘束するのでしょうか。

理事会のメンバーは会社によって任命される のが一般的であり、会員の代表というよりは、 会社の組織の一部であると考えられますので、 理事会で承認されても、それは会社の手続に過ぎず、個々の会員に対して据置期間の延長の効力を主張することはできません。

したがって、個々の会員は、償還期限の満了 と退会の申し出を理由として、預託金の返還を 請求することができ、多くの裁判例も預託金返 還の請求を認めています。

もっとも、バブル崩壊後はどのゴルフ場も経営が苦しく、多数の会員が一斉に預託金の返還を請求すると会社の資金が不足して倒産してしまう可能性があります。このため、預託金の償還期限延期に当たっては、会員からみてそれなりに納得できるようなメリット(会員権の分割等)を会社が提示して、それにより個々の会員の合意を取り付けることも多いのですが、本相談の場合にはそれもないようです。

最後に年会費についてですが、これはゴルフ 場施設の維持運営費用の一部を利用者である会 員に毎年負担させるものと考えられ、いわば会 員としての地位に対して求められる負担という ことができます。したがって、先に述べたよう な償還期限延期の合意の条件として、年会費の 引き下げや免除が提示される可能性は考えられ ますが、償還期限の延期を受け入れたから当然 に年会費を支払わなくてよいということにはな りません。